

支部理事及び役員等の選出に関する規程

(目的)

第1条

この規程は支部役員等の選出方法に関する細目を定める。

(支部役員)

第2条

支部役員の選出にあたっては、正会員の中から支部長が委嘱するものとする。

第3条

事業遂行のため、総務委員会、財務委員会、表彰委員会、編集委員会、広報委員会、学術企画委員会を設置し、それぞれの委員長を支部理事とする。ただし、学術企画委員会においては委員長を置かず、副支部長が統括するものとする。

第4条

支部理事及び役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条

支部理事及び役員が次の事項に該当する場合は、支部役員会の4分の3以上の賛成を得た上で解任することができる。

- (1) 心身の故障によって職務遂行に耐えない時
- (2) 職務上の義務違反,その他支部役員としてふさわしくない行為があった時
- (3) 本人が辞意を申し出た時

(支部学術大会長)

第6条

支部学術大会長（本部秋季学術大会長を含む）の選出は、立候補または推薦により支部役員会で決定するものとする。

第7条

支部学術大会長の任期は、支部役員会にて決定後より当該学術大会が終了するまでとする。

(選出事務)

第8条

支部役員及び支部学術大会長選出のための業務が生じた場合は総務委員会がこれを行う。

(改廃)

第9条

この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は2017年度より適用する。

2019年06月05日 一部改訂

2020年03月04日 一部改訂

2021年06月24日 一部改訂